

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路線名 武蔵丘陵森林公園広瀬線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>熊谷市御正新田字北内手二九五番二地先から 同市樋春字宮前二四三番一地先まで</p>	区 間
一六・一〇〇～一七・七〇	一六・一〇〇～一六・七〇	敷地の幅員 (メートル)
	二六八・二四	延長 (メートル)
		備 考